

白鷗会（神奈川県立津久井浜高等学校 同窓会）会則

1979年(昭和54年)4月1日制定
2021年(令和3年)11月23日一部改正
2024年(令和6年)11月23日一部改正

第一章 総則

- 第一条 本会は白鷗会（はくおうかい）と称する。
第二条 本会は事務局を母校内に置く。

第二章 目的

- 第三条 本会は会員相互の親睦をはかると共に、母校の発展に協力することを目的とする。

第三章 会員

- 第四条 本会は次の会員によって組織する。
1、正会員 本校卒業者
2、特別会員 本校の現・旧職員

第四章 運営と組織

- 第五条 1、本会に次の役員を置く。
名誉会長 一名、事務局 若干名
会長 一名、副会長 四名、
会計・会計監査 各二名、
顧問 若干名
2、本会に連絡員幹事を置く。
第六条 役員及び連絡員幹事は次の方法によって選出する。
1、名誉会長は現母校校長を推薦する。
2、会長・副会長・会計・会計監査は役員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
3、連絡員幹事は卒業年度毎に二名選出される。
4、連絡員幹事は卒業年度（期会）の代表として白鷗会のなかだちとなる。
5、事務局は母校の職員に委嘱する。
6、顧問は役員会の決議に基づき、役員経験者に委嘱する。
第七条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
第八条 会計は会務を執行し、会計をつかさどり、会員相互の連絡にあたる。
第九条 役員任期は特に定めない。又役員に支障が生じた場合、その役員を推薦し、役員会の決定により新しい役員と交替し、総会で承認を受ける。

第五章 総会及びその他の事業

- 第十条 本会に次の機関を置く。
1、総会 2、役員会 3、連絡員幹事会

第十一条 総会は本会の最高議決機関で、本会会員をもって構成し、年一回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。総会の議決は出席会員の過半数をもってこれを決定する。

第十二条 役員会は会長・副会長・会計・会計監査をもって構成し、会の運営にあたる。顧問は、会長の要請で役員会に出席する。

第十三条 連絡員幹事は本部と会員、並びに会員相互の連絡をはかる。

- 第十四条 本会は第三条の目的を達成するために次の事業を行う。
1、ホームページ管理及び機関誌(会報等)の発行
2、会員名簿の整備 3、母校に必要な事業
4、会員親睦のための行事 5、その他必要な事業

第六章 会計

第十五条 本会の経費は入会金（1000円）、終身会費（2000円）、事業収入、寄付金等をもってこれにあてる。

また、特別会員からは、入会金、終身会費を徴収しない。

第十六条 入会金、終身会費は必要によりその金額を総会の承認により変更できる。

第十七条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 改正

第十八条 本会の会則は総会において、出席会員の過半数の賛成を得なければ改正できない。

第八章 付則

第十九条 本会の会員でその届出・連絡先に異動のあった時は、そのつど本部へ通知しなければならない。

第二十条 本会則は1979年（昭和54年）4月1日より効力を発する。

2021年（令和3年）11月23日一部改正する。

2024年（令和6年）11月23日一部改正する。